

令和3年11月25日提出

令和3年12月市議会定例会 議案参考資料

(その2)

木更津市

令和3年12月市議会定例会議案参考資料目録（その2）

議案番号	件名	頁
議案第89号	人権擁護委員候補者の履歴事項	1
議案第90号	手数料条例の新旧対照表	2
議案第91号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	8
議案第92号	木更津市火葬場条例の新旧対照表	13
議案第93号	木更津市自転車駐車場の指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市自転車駐車場指定管理者候補者選定評価結果表	16
議案第94号	木更津市金田地域交流センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市金田地域交流センター指定管理者候補者選定評価結果表	18
議案第95号	江川総合運動場拡張整備（野球場）施設整備工事平面図 入札結果調書	21
議案第96号	江川総合運動場拡張整備（野球場）施設整備工事（建築）平面図 入札結果調書	23
議案第97号	認定する市道路線の位置図	25

議案第 89 号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 生 田 まゆみ

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
平成 29	7	7	人権相談 5 日・ 13 件
30	5	5	人権相談 3 日・ 9 件
令和 元	17	17	人権相談 3 日・ 8 件
2	4	4	人権相談 1 日・ 1 件
3	4	4	人権相談 2 日・ 3 件

新旧対照表

○議案第90号 手数料条例の一部を改正する条例

新			旧		
手数料条例			手数料条例		
昭和31年3月27日 条例第2号			昭和31年3月27日 条例第2号		
別表第3（第2条）			別表第3（第2条）		
事務の種類	手数料の名称	単位及び金額	事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略			略		
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第4項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請（住宅を新築する場合に限る。）に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>(1) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号の規定に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。） 8,000円</p> <p>イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 5戸以下のもの 15,000円</p> <p>(イ) 5戸を超え10戸以下のもの 26,000円</p>	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請（住宅を新築する場合に限る。）に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>(1) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。） 6,000円</p> <p>イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 5戸以下のもの 12,000円</p> <p>(イ) 5戸を超え10戸以下のもの 21,000円</p>

(ウ) 10戸を超え25戸以下のもの
41,000円
(エ) 25戸を超え50戸以下のもの
72,000円
(オ) 50戸を超え100戸以下のもの
117,000円
(カ) 100戸を超え200戸以下のもの
196,000円
(キ) 200戸を超え300戸以下のもの
245,000円
(ク) 300戸を超えるもの 268,000円

(ウ) 10戸を超え25戸以下のもの
31,000円
(エ) 25戸を超え50戸以下のもの
58,000円
(オ) 50戸を超え100戸以下のもの
101,000円
(カ) 100戸を超え200戸以下のもの
166,000円
(キ) 200戸を超え300戸以下のもの
205,000円
(ク) 300戸を超えるもの 219,000円
(2) (1)以外の場合で申請に係る住宅について、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(当該住宅の構造及び設備のうち同法第5条第1項に規定する住宅性能評価が行われた部分が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等であるものに限る。ただし、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第82条の5に規定する限界耐力計算によるものを除く。)の写しが提出された場合 認定申請1件につき
ア 一戸建ての住宅 16,000円
イ 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
(ア) 5戸以下のもの 57,000円
(イ) 5戸を超え10戸以下のもの

(2) (1)以外の場合 認定申請1件につき

ア 一戸建ての住宅 41,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(ア) 5戸以下のもの 101,000円

(イ) 5戸を超え10戸以下のもの 163,000円

(ウ) 10戸を超え25戸以下のもの 322,000円

(エ) 25戸を超え50戸以下のもの 586,000円

(オ) 50戸を超え100戸以下のもの 1,020,000円

(カ) 100戸を超え200戸以下のもの 1,890,000円

(キ) 200戸を超え300戸以下のもの 2,706,000円

の 92,000円

(ウ) 10戸を超え25戸以下のもの 172,000円

(エ) 25戸を超え50戸以下のもの 295,000円

(オ) 50戸を超え100戸以下のもの 453,000円

(カ) 100戸を超え200戸以下のもの 825,000円

(キ) 200戸を超え300戸以下のもの 1,125,000円

(ク) 300戸を超えるもの 1,361,000円

(3) (1)及び(2)以外の場合 認定申請1件につき

ア 一戸建ての住宅 47,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(ア) 5戸以下のもの 109,000円

(イ) 5戸を超え10戸以下のもの 174,000円

(ウ) 10戸を超え25戸以下のもの 343,000円

(エ) 25戸を超え50戸以下のもの 614,000円

(オ) 50戸を超え100戸以下のもの 1,056,000円

(カ) 100戸を超え200戸以下のもの 1,953,000円

(キ) 200戸を超え300戸以下のもの 2,790,000円

		(ク) 300戸を超えるもの 3,313,000円			(ク) 300戸を超えるもの 3,418,000円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請（住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号の規定に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき ア 一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。） 12,000円 イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） (ア) 5戸以下のもの 23,000円 (イ) 5戸を超え10戸以下のもの 40,000円 (ウ) 10戸を超え25戸以下のもの 62,000円 (エ) 25戸を超え50戸以下のもの 108,000円 (オ) 50戸を超え100戸以下のもの 176,000円 (カ) 100戸を超え200戸以下のもの 295,000円 (キ) 200戸を超え300戸以下のもの 367,000円 (ク) 300戸を超えるもの 403,000円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請（住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき ア 一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。） 9,000円 イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） (ア) 5戸以下のもの 18,000円 (イ) 5戸を超え10戸以下のもの 32,000円 (ウ) 10戸を超え25戸以下のもの 47,000円 (エ) 25戸を超え50戸以下のもの 87,000円 (オ) 50戸を超え100戸以下のもの 151,000円 (カ) 100戸を超え200戸以下のもの 249,000円 (キ) 200戸を超え300戸以下のもの 306,000円 (ク) 300戸を超えるもの 327,000円

		<p>(2) (1)以外の場合 認定申請1件につき</p> <p>ア 一戸建ての住宅 62,000円</p> <p>イ 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 5戸以下のもの 152,000円</p> <p>(イ) 5戸を超え10戸以下のもの 244,000円</p> <p>(ウ) 10戸を超え25戸以下のもの 483,000円</p> <p>(エ) 25戸を超え50戸以下のもの 879,000円</p> <p>(オ) 50戸を超え100戸以下のもの 1,531,000円</p> <p>(カ) 100戸を超え200戸以下のもの 2,835,000円</p> <p>(キ) 200戸を超え300戸以下のもの 4,060,000円</p> <p>(ク) 300戸を超えるもの 4,970,000円</p>			<p>(2) (1)以外の場合 認定申請1件につき</p> <p>ア 一戸建ての住宅 69,000円</p> <p>イ 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 5戸以下のもの 163,000円</p> <p>(イ) 5戸を超え10戸以下のもの 260,000円</p> <p>(ウ) 10戸を超え25戸以下のもの 514,000円</p> <p>(エ) 25戸を超え50戸以下のもの 919,000円</p> <p>(オ) 50戸を超え100戸以下のもの 1,580,000円</p> <p>(カ) 100戸を超え200戸以下のもの 2,924,000円</p> <p>(キ) 200戸を超え300戸以下のもの 4,177,000円</p> <p>(ク) 300戸を超えるもの 5,117,000円</p>
<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（住宅を新築する場合に限る。）に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>変更認定申請1件につき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第4項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請（住宅を新築する場合に限る。）に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（住宅を新築する場合に限る。）に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>変更認定申請1件につき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p>

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請（住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき 1,700円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による長期優良住宅づく地位承継承認建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位承継承認申請手数料	承認申請1件につき 1,700円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の許可の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画許可申請手数料	許可申請1件につき 160,000円
略		

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請（住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき 1,700円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による長期優良住宅づく地位承継承認建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位承継承認申請手数料	承認申請1件につき 1,700円
略		

新旧対照表

○議案第91号 木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第17号</p>	<p>木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第17号</p>
<p>目次 第1章 略 第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条―第61条）</p>	<p>目次 第1章 略 第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条―第61条）</p>
<p>第3章 雑則（第62条） 附則 （一般原則）</p>	<p>第3章 雑則（第62条） 附則 （一般原則）</p>
<p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下この章において「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p>	<p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p>
<p>2～4 略 （内容及び手続の説明並びに同意）</p>	<p>2～4 略 （内容及び手続の説明並びに同意）</p>
<p>第5条 略</p>	<p>第5条 略 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。 （1） 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る</p>

(内容及び手続の説明並びに同意)
第38条 略

(特定教育・保育施設等との連携)

る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの
(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第38条 略

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

（1）・（2）略

（3） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～9 略

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第62条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

（1）・（2）略

（3） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～9 略

保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

新旧対照表

○議案第92号 木更津市火葬場条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市火葬場条例</p> <p style="text-align: right;">昭和42年 9月30日 条例第17号</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 <u>きみさらず聖苑</u> 位置 <u>木更津市大久保843番地1</u> (業務)</p> <p>第3条 <u>火葬場は、次に掲げる業務を行う。</u> (1) <u>火葬等に関すること。</u> (2) <u>お別れ室及び霊安室の利用に関すること。</u> (休場日及び開場時間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 火葬場の開場時間は、<u>午前8時30分から午後5時15分まで</u>とする。 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、休場日又は開場時間を変更することができる。 (指定管理者による管理)</p> <p>第5条 略 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第6条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。 (1) 略 (2) <u>第8条に規定する火葬場の使用の許可に関する業務</u> (3) <u>第9条に規定する火葬場の使用の許可の取消し又は使用の停止に関する業務</u> (4) 略 (5) <u>前4号に掲げるもののほか、市長が管理運営上必要と認める業務</u> (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第7条 略 (使用の許可)</p> <p>第8条 火葬場を使用しようとする者は、<u>指定管理者</u>に申請して、その許可を</p>	<p>木更津市火葬場条例</p> <p style="text-align: right;">昭和42年 9月30日 条例第17号</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 <u>木更津市火葬場</u> 位置 <u>木更津市大久保840番地の3</u></p> <p>(休場日及び使用時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 火葬場の使用時間は、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、休場日又は使用時間を変更することができる。 (指定管理者による管理)</p> <p>第4条 略 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第5条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。 (1) 略 (2) 略 (3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が管理運営上必要と認める業務</u> (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第6条 略 (使用の許可)</p> <p>第7条 火葬場を使用しようとする者は、<u>市長</u>に申請して、その許可を受けな</p>

受けなければならない。

(使用許可の取消等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の取消し又は使用の停止を命じることができる。

(1) 前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)～(4) 略

(使用料)

第10条 使用者は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認める者に対しては、市長が規則で定めるところにより、前条の使用料(お別れ室及び霊安室を除く。)を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第12条 略

(損害賠償)

第13条 火葬場の施設又はその設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第14条 略

別表(第10条)

区分	単位	使用料		
		区域内	区域外	
火葬等	死体(16歳以上)	1体	12,000円	70,000円
	死体(16歳未満)	1体	0円	35,000円
	死胎	1体	0円	35,000円
	改葬遺骨	1体	6,000円	35,000円
	身体の一部等	1個	6,000円	35,000円
お別れ室	1時間	4,000円	6,000円	
霊安室	1日	6,000円	9,000円	

なければならない。

(使用許可の取消等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の取消し又は使用の停止を命じることができる。

(1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)～(4) 略

(使用料)

第9条 第7条の規定により使用の許可を受けた者は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第11条 略

(規則への委任)

第12条 略

別表(第9条)

区分	単位	使用料		
		本市の住民	本市の住民でない者	
死体	年齢13歳未満	1体	3,500円	20,000円
	年齢13歳以上	1体	7,000円	40,000円
改葬遺骨		1個	3,500円	20,000円
その他		1個	3,000円	15,000円

備考

- 1 この表において「区域内」とは、次の各号に掲げる種別の区分に応じ、当該各号に定める者の住所（死亡者については死亡時の住所）が木更津市、君津市、富津市又は袖ヶ浦市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、「区域外」とは、それ以外の場合をいう。
 - (1) 死体 死亡者
 - (2) 死胎 死胎の父又は母
 - (3) 改葬遺骨 死亡者
 - (4) 身体の一部等 身体の一部等を失った者
 - (5) お別れ室 死亡者
 - (6) 霊安室 死亡者
- 2 お別れ室の使用の時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 霊安室の使用は24時間を1日として計算し、24時間未満の端数があるときは、これを1日に切り上げて計算する。

議案第93号 (木更津市自転車駐車場の指定管理者の指定について)

木更津市自転車駐車場の指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在	千葉市花見川区幕張本郷五丁目4番7号
名 称	サンエス警備保障株式会社
代表者名	代表取締役 大野 淳史
設 立	平成8年6月26日
資 本 金	10,000,000円
従業員数	5,103名
事業内容	1 警備業 2 一般貨物自動車運送事業 3 ビルメンテナンス業 4 損害保険代理店業 5 労働者派遣事業 6 前各号に付帯する一切の事業

木更津市自転車駐車場指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	配 点	サンエス警備 保障(株)	団体A	団体B	団体C
1 事業計画に基づく管理により、 公の施設における利用者の平等 な利用の確保に配慮されたもの であること(指定手続等に関する 条例第4条第1項第1号)	(1) 施設運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設定目的と提案された運営方針が合致しているか	45 点(5 点× 9 人)	33	37	30	30
	(2)利用者の平等な利用の確保について	45 点(5 点× 9 人)	31	34	28	28
	小 計	90 点(10 点× 9 人)	64	71	58	58
2 事業計画書の内容が施設の 効用を最大限に発揮するもので あること(指定手続等に関する条 例第4条第1項第1号)	(1) 施設の設定目的との適合性について	45 点(5 点× 9 人)	33	37	29	27
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	45 点(5 点× 9 人)	35	34	34	29
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて	36 点(4 点× 9 人)	22	24	22	18
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について	36 点(4 点× 9 人)	26	21	26	18
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	36 点(4 点× 9 人)	23	24	19	19
	(6) 施設管理の安全性への配慮について 災害時及び施設のトラブル等に対する防止策及び対応策	36 点(4 点× 9 人)	26	25	18	18
	(7) 事業計画の実現可能性について	36 点(4 点× 9 人)	23	28	20	18
	(8) 指定管理料の相対的評価について	180 点(20 点× 9 人)	171	171	171	180
	小 計	450 点(50 点× 9 人)	359	364	339	327
3 申請団体が公の施設の管理 を安定して行う人員、資産その 他の経営の能力を有しており、又は 確保できる見込みがあること(指 定手続等に関する条例第4条第 1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について	45 点(5 点× 9 人)	34	36	36	25
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	45 点(5 点× 9 人)	31	39	28	21
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等	45 点(5 点× 9 人)	33	36	27	27
	(4) 団体の安定性、継続性について	45 点(5 点× 9 人)	35	33	26	24
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	45 点(5 点× 9 人)	33	32	28	26
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	45 点(5 点× 9 人)	31	30	27	26
	(7) 収支計画の実現可能性について	45 点(5 点× 9 人)	32	31	27	26
	小 計	315 点(35 点× 9 人)	229	237	199	175
4 その他別に定める基準(指定 手続等に関する条例第4条第1 項第3号)	(1) 社会的弱者への対応について	45 点(5 点× 9 人)	30	33	27	28
	小 計	45 点(5 点× 9 人)	30	33	27	28
合 計 点 数		900 点(100 点× 9 人)	682	705	623	588
市内事業者加点		合計点数の5% 9 人)	34	-	31	-
総 合 計 点 数		(合計点数+加点) 9 人)	716	705	654	588

採点基準【c】「平均的である。」の配点の合計に委員数を乗じた数 (56 点× 9 人)
504 点

議案第94号 (木更津市金田地域交流センターの指定管理者の指定について)

木更津市金田地域交流センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在	木更津市築地1番地1 東日本製鉄所君津地区ビジネスセンター113号室
名 称	三幸株式会社 南総支店
代表者名	支店長 川出 信治
設 立	昭和30年4月22日
資 本 金	100,000,000円
従業員数	1,538名
事業内容	<ol style="list-style-type: none">1 ビルメンテナンス業務の経営に関するコンサルティング2 建物の総合保守管理及び各種清掃、環境保全等に関する請負3 造園、緑化工事及び同管理の請負並びに道路、公園等屋外施設の清掃業務4 建物の区分所有等に関する法律に基づく管理者業務5 産業廃棄物処理業及び廃品処理業6 浄化槽、上下水道等各種装置の保守管理に関する請負7 消防設備の保守点検並びに工事の請負及び消防用設備機器の販売8 建築一式工事の請負9 塗装工事業10 管工事及び管清掃業11 電気設備の総合試験検査及び電気工事請負12 舞台等の放送設備、美術装置及び仮設舞台の操作並びに設営業務13 警備業及び駐車場の運営管理14 労働者派遣事業15 各種物品製造の請負16 各種競技場及び遊技場の維持管理及び運営管理17 保険、医療、養護施設の運営及び管理の請負18 売店の経営19 食堂の経営及び経営に関するコンサルティング並びに料理仕出業及び食料品

の販売

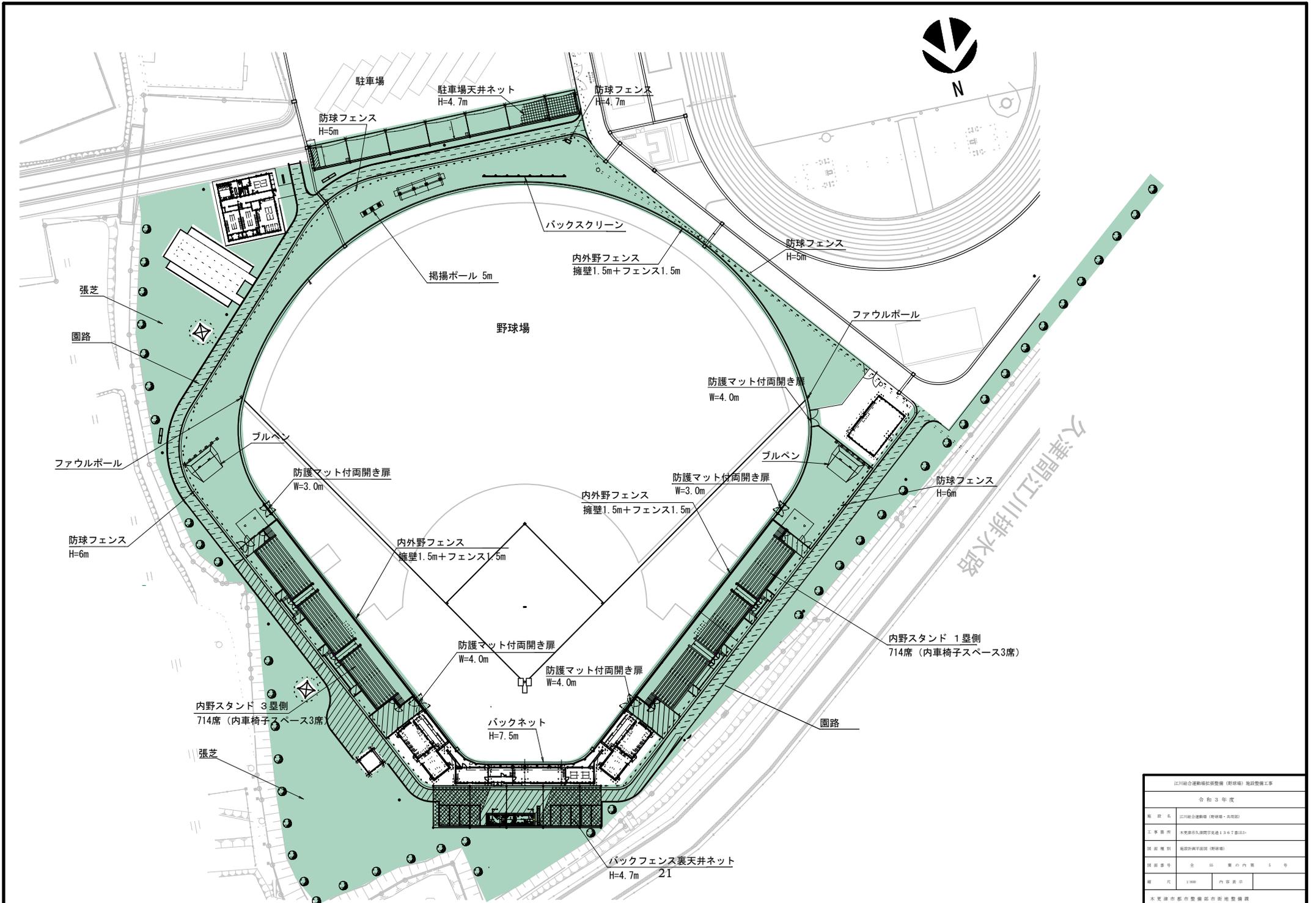
- 2 0 煙草小売販売業及び煙草、清涼飲料水、酒類の自動販売機の管理・運営
- 2 1 プール監視に関する業務
- 2 2 保育所における保育業務及びその補助
- 2 3 マンション、社宅及び社員寮の運営管理に関する業務
- 2 4 実験用動物の飼育、管理及び補助業務
- 2 5 植物、微生物バイオテクノロジーの研究開発及び補助業務
- 2 6 各種社会的インフラ整備に伴うプラント装置・原子力関連装置の工事管理及び運転管理
- 2 7 公共交通機関の工事管理及び運転管理
- 2 8 翻訳業務及び通訳業務
- 2 9 建物の総合保守管理・各種清掃、省エネルギーに関する研修講座の企画及び運営
- 3 0 給食サービス業
- 3 1 介護機器及び介護用品の販売及びレンタル
- 3 2 不動産及び不動産管理に関するコンサルティング業務及びコンピューターソフトウェアの企画、開発及び販売
- 3 3 土地・建物の有効利用に関する企画、設計、調査
- 3 4 建築の設計、施工、監理及びそれらに関するコンサルティング業務
- 3 5 不動産売買の斡旋、仲介及び不動産賃貸の斡旋、仲介並びに不動産情報の斡旋、仲介
- 3 6 指定管理者業務
- 3 7 指定管理者業務に係わるイベントの企画運営
- 3 8 スポーツ及び文化教室の企画運営
- 3 9 スポーツ用品の販売及び修理
- 4 0 その他適法な一切の事業

木更津市金田地域交流センター指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	配 点	三幸(株)南総支店	団体A
			合計	合計
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	36点(4 点× 9 人)	28	26
	小 計	36点(4 点× 9 人)	28	26
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について	36点(4 点× 9 人)	32	32
	(2) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	36点(4 点× 9 人)	27	24
	(3) 利用者に対するサービスの向上について	36点(4 点× 9 人)	28	25
	(4) 利用促進、利用者増への取組みについて	90点(10 点× 9 人)	72	65
	(5) その他新規、魅力的な提案の有無について	36点(4 点× 9 人)	25	25
	(6) 施設の適切な管理計画について	36点(4 点× 9 人)	26	24
	(7) 施設管理の安全性への配慮について	36点(4 点× 9 人)	25	22
	(8) 事業計画の実現可能性について	36点(4 点× 9 人)	25	24
	(9) 指定管理料の相対的評価について	180点(20 点× 9 人)	180	171
	小 計	522点(58 点× 9 人)	440	412
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	(1) 類似施設等の管理運営実績等について	36点(4 点× 9 人)	25	28
	(2) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等	36点(4 点× 9 人)	27	22
	(3) 団体の安定性、継続性について	36点(4 点× 9 人)	25	24
	(4) 団体の運営の透明性、公正性について	36点(4 点× 9 人)	24	24
	(5) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	36点(4 点× 9 人)	23	20
	(6) 収支計画の実現可能性について	36点(4 点× 9 人)	25	20
	小 計	216点(24 点× 9 人)	149	138
4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	(1) 社会的弱者への対応について	36点(4 点× 9 人)	27	21
	(2) 市民相互の交流の契機となる自主事業の取組みについて	90点(10 点× 9 人)	70	65
	小 計	126点(14 点× 9 人)	97	86
合 計 点 数		900点(100 点× 9 人)	714	662
市内事業者加点		合計点数の5% 9 人)	35	-
総 合 計 点 数		(合計点数+加点) 9 人)	749	662

採点基準【c】「平均的である。」の配点の合計に委員数を乗じた数 (50 点× 9 人) 450 点

議案第95号 江川総合運動場拡張整備（野球場）施設整備工事 平面図



江川総合運動場拡張整備（野球場）施設整備工事				
令和3年度				
案 名	江川総合運動場（野球場）施設整備工事			
工事箇所	本町東町公園野球場1367番地			
計画種別	施設計画（野球場）			
図面番号	第 00 集の内装 5 号			
縮 尺	1/800	内容表示		
本町東町公園野球場市街地整備課				

議案第95号 入札結果調書

議案番号	議案第95号	
工事名	江川総合運動場拡張整備（野球場）施設整備工事	
開札年月日	令和3年10月14日	
入札業者 及び 入札額 ○印は落札者	1	株式会社ケンソー 405,780,000円
	2	中央建設株式会社 辞退
	3	○ セントラル株式会社 350,000,000円
	4	興和建设株式会社 368,500,000円
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
入札回数	1回	2回
最低入札額	350,000千円	—
最高入札額	405,780千円	—
落札率	86.1パーセント	
工期限	令和5年3月15日限り	

*契約金額は、入札額に消費税及び地方消費税の額を加えたものである。

議案第96号 江川総合運動場拡張整備(野球場)施設整備工事(建築) 平面図



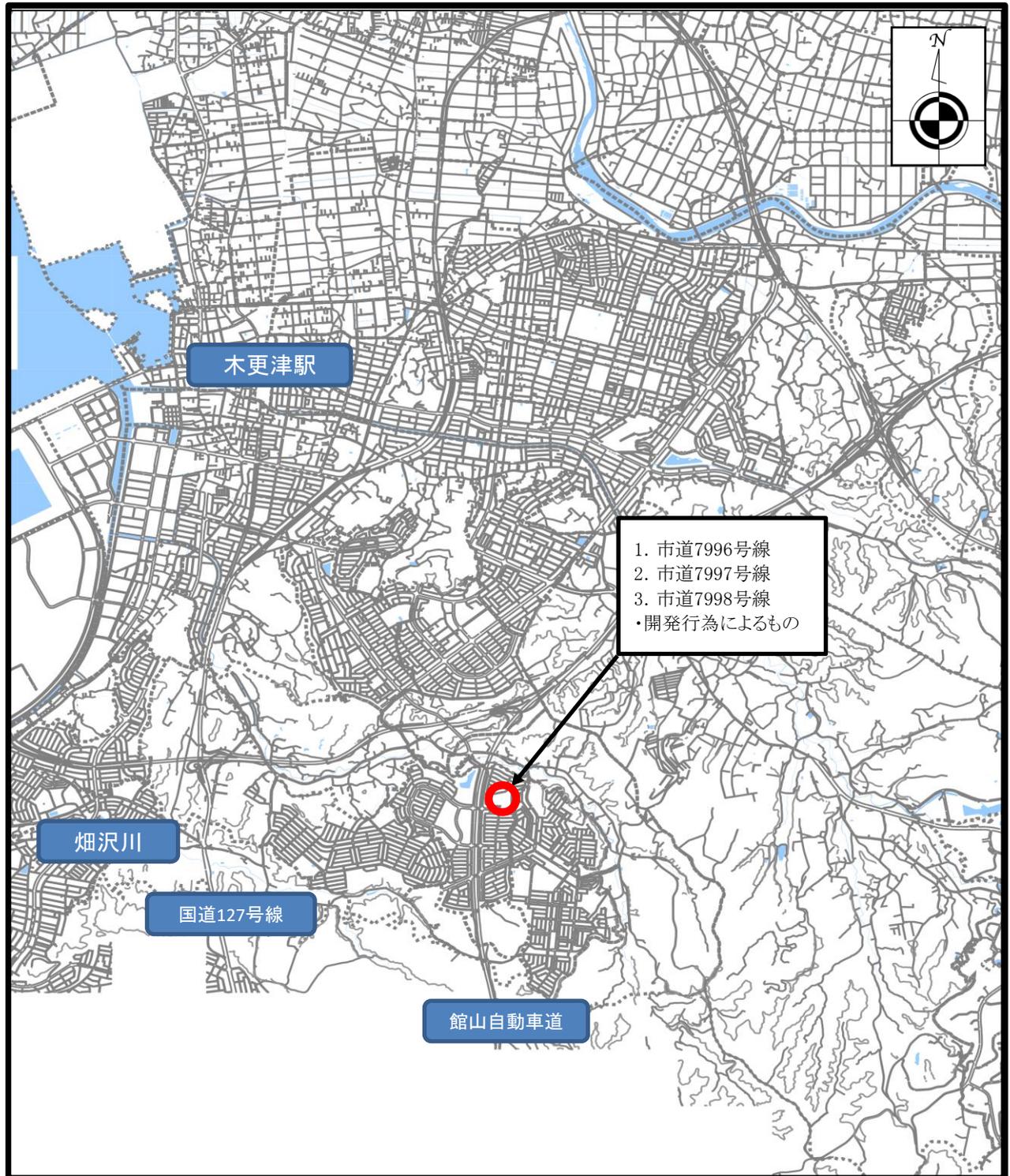
江川総合運動場拡張整備(野球場)施設整備工事(建築)			
令和3年度			
施設名	江川総合運動場(野球場・共用部)		
工事箇所	木更津市久津間字見通1367番ほか		
図面種別	配置図(2)		
図面番号	全 110 業の内第 12 号		
縮尺	1/375(1/750)	内容表示	A-11
木更津市都市整備部市街地整備課			

議案第96号 入札結果調書

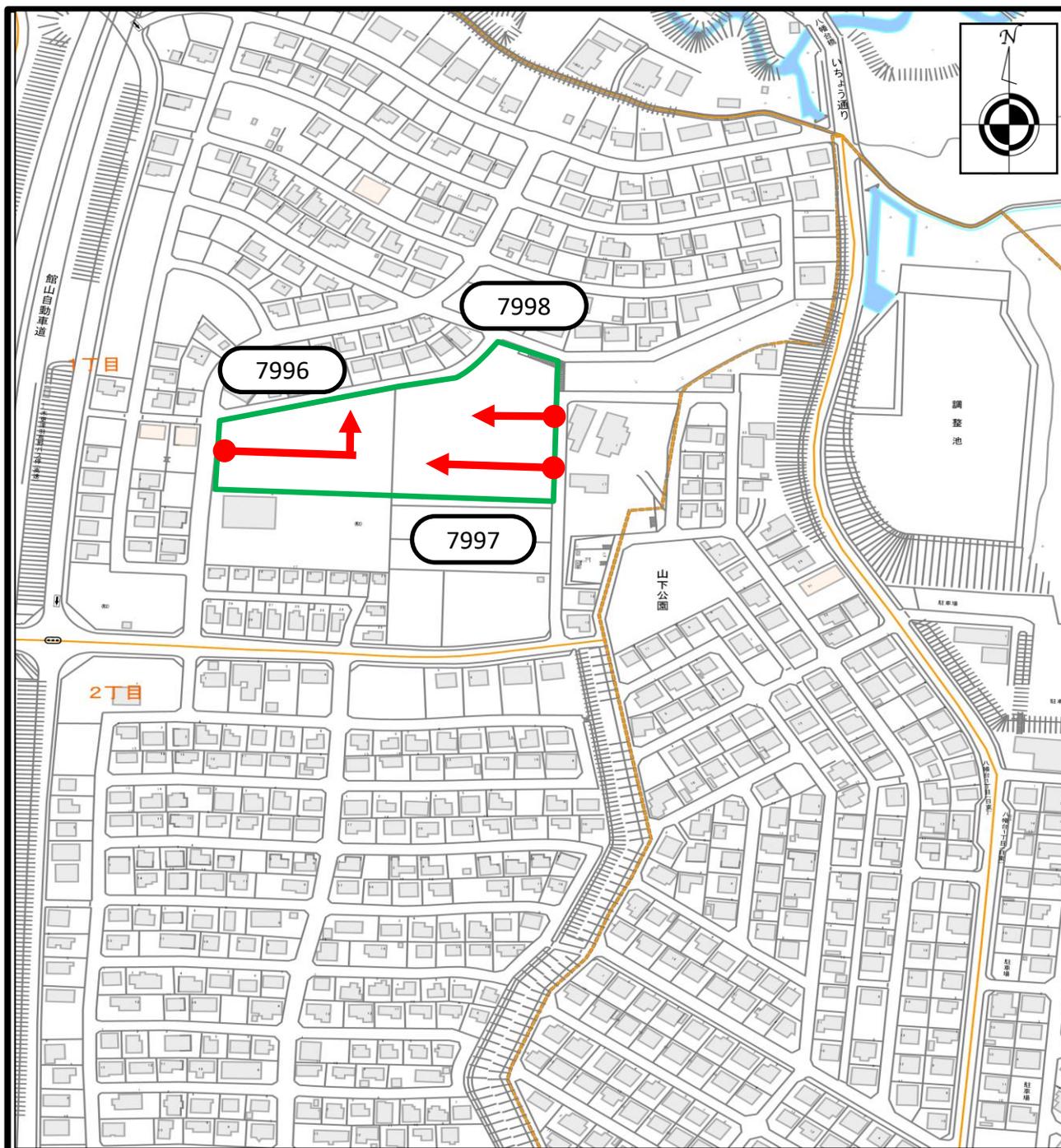
議案番号	議案第96号	
工事名	江川総合運動場拡張整備（野球場）施設整備工事（建築）	
開札年月日	令和3年10月14日	
入札業者 及び 入札額 ○印は落札者	1	株式会社千葉エンジニア 178,000,000円
	2	株式会社ケンソー 辞退
	3	日建株式会社 辞退
	4	○ 株式会社キミツ鐵構建設 172,590,000円
	5	株式会社佐々木工務店 180,000,000円
	6	斉藤建設有限会社 187,600,000円
	7	日新建設株式会社 辞退
	8	
	9	
	10	
	11	
入札回数	1回	2回
最低入札額	172,590千円	—
最高入札額	187,600千円	—
落札率	91.9パーセント	
工期限	令和5年1月31日限り	

*契約金額は、入札額に消費税及び地方消費税の額を加えたものである。

認定する市道路線の位置図



1～3. 市道7996号線～市道7998号線



整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
1	7996	92.1	6.0	13.1
2	7997	55.7	6.0	13.1
3	7998	33.0	6.0	13.1

(単位：メートル)

